

平内町農業用ハウス設置等補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、町内における農業用ビニールハウス及びガラスハウス等（以下「ハウス」という。）を利用した野菜等の農作物の生産を促進することにより農業所得の向上及び地域農業の維持と保全を図るため、ハウスの新設及び改修を行う者に対し予算の範囲内において平内町農業用ハウス設置等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平内町補助金交付規則（平成13年11月15日規則第16号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する農業者および農業法人とする。

- (1) 農業者においては町内に住所を有すること。また、農業法人においては町内に主たる事務所を有すること。
- (2) 町内に農地を所有している又は町内の農地を借受けていること。
- (3) 出荷及び販売を目的とした野菜等の農作物を生産している者又は生産を予定している者で、当該ハウスにおいて概ね3年以上作付けする予定があること。
- (4) 町税の滞納がないこと。
- (5) ハウスの新設にあつては園芸施設共済等の保険に加入予定があること。また、ハウスの改修にあつては申請時において同共済等に加入していること。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ハウスの新設及び改修とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるハウスの新設及び改修は補助事業の対象外とする。

- (1) 補助金申請時において当該ハウスの新設又は改修に着手しているもの。
- (2) 当該ハウスの利用目的が水稻育苗のみであるもの。
- (3) 園芸施設共済等の補償対象となる自然災害等の被害による修繕であるもの。ただし、自然災害等の被害による修繕のうち、改修に要する費用は補助の対象とする。
- (4) 新設後3年を経過していないハウスの改修であるもの。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費は、ハウスの新設及び改修に係る資材費及び設置等工事費とする。ただし、次に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 中古資材費
- (2) 農地整備費
- (3) ハウスの除却費

(補助額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、ハウスの新設にあつては1棟につき30万円、改修にあつては1棟につき10万円を上限とし、1万円未満のものについては対象としない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、平内町農業用ハウス設置等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
- (2) 見積書
- (3) ハウス新設予定地又は改修予定ハウスの写真
- (4) 町税の滞納がないことを確認できる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、同一年度において一人につき、新設は1棟、改修は1棟を超えて申請することはできない。

3 同一年度において改修の申請を行えるのは、1棟につき1回とする。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、適当と認めたときは、平内町農業用ハウス設置等補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該補助対象者へ通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付決定及び第8条の補助事業の変更の承認について条件を付けることができる。

(補助事業の変更)

第8条 補助対象者は、補助金の交付決定を受けた当該補助事業について、事業内容の変更又は事業を中止するときは、平内町農業用ハウス設置等補助金変更申請書（様式第4号）を町長へ提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助対象経費の20%以内の増減）についてはこの限りではない。

2 町長は、前項の規定による提出があったときは、当該申請に係る内容を審査し、適当と認めたときは、平内町農業用ハウス設置等補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により当該補助対象者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、当該補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、平内町農業用ハウス設置等補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績及び収支精算報告書（様式第7号）
- (2) ハウスの新設（改修）に係る費用の領収書の写し
- (3) 事業完了の写真
- (4) 園芸施設共済等の保険に加入したことが確認できる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 補助対象者は、当該補助事業が完了した年から3年間、毎年3月31日までに次に掲げるいずれかの書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 販売先へ出荷・販売を行ったことを証明する伝票の写し
- (2) 販売先から発行される販売証明書

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告に係る書類を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、平内町農業用ハウス設置等補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助対象者へ通知する。

（補助金の交付）

第11条 前条による補助金の額の確定を受けた補助対象者は、平内町農業用ハウス設置等補助金請求書（様式第9号）により町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（2） 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（3） 当該ハウスで野菜等の農作物の作付けを行わなかったとき。

2 町長は、前項の決定をしたときは、平内町農業用ハウス設置等補助金取消通知書（様式第10号）を補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、平内町農業用ハウス設置等補助金返還命令書（様式第11号）により期限を定めて、当該補助金の返還を命じるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。